

福岡県公報

平成26年6月6日
第3600号

目次

告示（第507号－第529号）

○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請	（廃棄物対策課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	（下水道課）	8
○平成26年度定期自動車税収納事務の委託	（税務課）	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	9
○道路の区域の変更	（道路維持課）	9
○道路の供用の開始	（道路維持課）	10
○道路の区域の変更	（道路維持課）	10

○道路の区域の変更	（道路維持課）	10
○道路の区域の変更	（道路維持課）	11
公 告		
○競争入札参加者の資格等	（総務事務センター）	11
○一般競争入札の実施	（教育庁企画調整課）	13
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	15
○特定非営利活動法人設立の認証申請	（社会活動推進課）	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	16
○土地改良区の役員の就任	（農村森林整備課）	16
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	17
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	18
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	18
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	18
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	19
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	20
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	20
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	21
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	22
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	22
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（社会活動推進課）	23
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（社会活動推進課）	23
○土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可	（農村森林整備課）	23
○土地改良区の清算人の退任	（農村森林整備課）	23
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	24
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第17条第2項の適用について	（市町村支援課）	24
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活安全総務課）	25
○機械警備業務管理者講習の実施	（警察本部生活安全総務課）	28

- 警備業法第23条に規定する検定の実施（警察本部生活安全総務課）……………29
- 正 誤**
- 政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正（平成26年福岡
県選挙管理委員会告示第52号）（市町村支援課）……………31
- 政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正（平成26年福岡
県選挙管理委員会告示第53号）（市町村支援課）……………34
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（平成26
年4月福岡県告示第391号）中正誤（農山漁村振興課）……………35
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（平成26年4月福
岡県告示第404号）中正誤（農山漁村振興課）……………35

告 示

福岡県告示第507号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条
第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項
に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦
覧に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有
する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することが
できる。

平成26年6月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名
福岡エコクリーン株式会社
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
代表取締役 寺本 宗二

- 2 施設の設置の場所
福岡県直方市大字中泉1298番1外21筆

- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」と
いう。）第7条第14号ハに規定する最終処分場（管理型最終処分場）
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破
砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムく
ず、鋳さい、がれき類、ばいじん、令第2条第13号に規定する廃棄物（廃プラスチッ
ク類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産
業廃棄物を含む。） 以上14品目
- 5 申請年月日
平成24年2月29日
- 6 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
- 7 縦覧の期間及び時間
告示の日から平成26年7月7日まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する
法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前9時から午後5時まで
- 8 意見書の提出期限、提出先等
- (1) 提出期限
平成26年7月22日
郵送による場合は、平成26年7月22日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 提出先
〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課
- (3) 意見書記載事項
- ア 意見書を提出する者の住所及び氏名
イ 施設の種類及び設置の場所
ウ 利害関係の内容
エ 生活環境の保全上の見地からの意見